

美幌町育成強化選手奨励金交付基準

(趣旨)

1 この基準は、美幌町育成強化選手奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、美幌町育成強化選手奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象者)

2 奨励金の交付を受けることができる対象者は、要綱第2条に定めるところによるものとする。ただし、対象とする年齢は当該年度において満12歳～19歳までとする。

(奨励金の額)

3 奨励金交付額は要綱第3条別表1の定めるところによるが、当該年度の予算の範囲内において交付するものとする。

(奨励金の交付申請等)

4 交付申請は原則、町内所属団体若しくは、競技団体が行うものとする。ただし、やむを得ない事由によっては、交付対象者の保護者が交付申請することを認めるものとする。

(交付申請の期限)

5 交付申請の期限は、当該年度の9月末日と2月15日までの2回に分け、特別に申請があった場合は、その都度交付することができるものとする。

(交付審査の基準等)

6 交付対象者の審査について次の各号に掲げる基準に基づき、審査を行うものとする。

(1) 強化指定団体区分のいずれかに指定されたことが証明できる者で、かつ全国・全道競技大会において上位の成績等の明確な選定基準により、認定された者。

(2) 全国競技大会において、個人競技6位以内、団体競技4位以内の成績により、今後の活躍が有望視される者。ただし成績の基準は競技大会の出場人数や競技レベルに応じ審査委員会で別に定める。

(3) 所属団体の推薦若しくは選考会において、北海道代表選手又は日本代表選手として選拔され、全国競技大会等に出場した者。

(4) 所属団体若しくは競技団体の長が、交付対象に値すると推薦する者。

(5) 全国レベルの優れた能力を有し、町長が特別に必要と認められる者。

(交付の取り消し等)

7 教育委員会は、交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び交付を取り消し、又は既に交付した奨励金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 育成強化選手奨励金交付審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査に

において、否決された場合。

(2) 申請書の記載事項に虚偽又は不正があったとき。

(3) 強化指定団体が当該年度内において、特別な理由により強化指定から除外した場合。

(4) その他、教育委員会が不適当と認めたとき。

(奨励金の交付の条件)

8 奨励金の交付に関し、次のとおり条件を定める。

(1) 同一対象者への交付は当該年度内1回のみとする。

(2) 強化指定団体等同区分の複数回申請は、中学・高校・大学等の区分につき1回までとする。ただし、強化指定団体の上位区分の指定、又は全国大会の上位成績等により所属団体長が推薦する場合は、その限りではない。

(3) 交付者の活動情報について、広く広報することに承諾するものとする。

(4) 交付者の活動実績等、教育委員会の求めに応じて報告するものとする。

(基準の改正)

9 この基準を改正しようとするときは、審査委員会の承認を経て改正するものとする。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。